

困窮者の家賃支援拡充

厚労省 コロナ失業、収入減受け

厚生労働省が新型コロナウイルスの感染拡大を受け、収入減や失業で生活に困った人の家賃を補助する「住居確保給付金」の拡充を決めたことが分かった。

収入や家賃が高いほど支給額が減る従来の仕組みを改め、算定方法を見直した。七月分から手厚くする。雇用情勢の悪化で申請が急増し「家賃を賄うには少ない」との声が相次いだことが背景にある。

最長九カ月まで延長できる。失業だけでなく、勤務先の休業で収入が減った人や、子どもを預けられず働けない人も対象。自治体ご

とに月収や資産の要件、給付金の月額上限を設けている。給付金は、最低限の生活

費と家賃を賄えるようにするの狙い。そのため月収が住民税の免除基準より高い場合や、家賃が給付金の

月額上限を超えるなど、支給額が低水準になるケースがあった。

コロナ禍によって「比較的高い家賃を払い、急な休業で生活が苦しくなった」という人が増えたため、家賃を重視する算定法に改めた。

東京二十三区の単身世帯で見ると、給付金の上限は月五万三千七百円。例えば月収十三万円で家賃七万円

「住居確保給付金」増額のイメージ

Aさんの場合

東京23区(単身世帯)の目安

- 月収13.8万円
 - 金融資産50.4万円
 - 支給上限は約5.4万円
- 以下の方が対象

月収13万円



家賃7万円

以前

(約5.4万円+8.4万円)-13万円
支給上限 住民税が免除される月収目安 Aさんの月収

=8000円を支給

7月以降

(4月までさかのぼることも可)
(7万円+8.4万円)-13万円
Aさんの実際の家賃

=2.4万円を支給

大阪市 2ヵ月半で4600件受理

「超過勤務 常態化」

「職員は忙殺され、五月から超過勤務が常態化している」。大阪市の担当者が明かす。二〇一九年度の一年間の申請件数は九十二件だった

が、今年四月から六月中旬の間に約四百六十六件に上る。自営業やアルバイトなど、多様な業種の人から申し込みがあった。

「職員は忙殺され、五月から超過勤務が常態化している」。大阪市の担当者が明かす。二〇一九年度の一年間の申請件数は九十二件だった

「手続きに必要な書類が多いくしかない」と語った。

忙殺

新型コロナウイルス禍の影響で生活が苦しく、家賃を払えない人が急増している。自治体などの窓口には「住居確保給付金」の相談や申請が殺到。厚生労働省は一部対象者への支給を拡大するため、仕組みを見直した。煩わしい手続きに自治体側は疲弊し「分かりやすい制度にしてほしい」との声が聞かれる。

住居確保給付金の申請件数

	2019年度	20年度
大阪市	93件 (1年間)	約4600件 (4~6月中旬)
座間市	0件(4月)	16件(4月)
神奈川県	2件(5月)	53件(5月)
	0件(6月)	23件(6月)

負担

「職員は忙殺され、五月から超過勤務が常態化している」。大阪市の担当者が明かす。二〇一九年度の一年間の申請件数は九十二件だった

「手続きに必要な書類が多いくしかない」と語った。

手続き煩雑 自治体疲弊



「申請する人の負担は大きい。提出書類の九割に不備がある」と、ある自治体担当者も嘆く。特に申請が多い都市部では再確認や修正に時間がかかっている。「一人一人の月収を基に支給額を算定するなど非常に複雑だ。いち早く支援できるような、もっと分かりやすい制度にしてほしい」と訴える。

厚労省は今年三月に省令を改正し、七月分から新しい算定法に沿って支給するよう自治体に通知した。既に受け取った人には、四月

分までさかのぼって差額を支払う。

厚労省はこれに先立つ四月、失業者や離職者だけでなく収入が減った人にも対象を拡大。四・五月の支給決定は約二万八千件と二〇一八年度一年分の約七倍に相当する。

自治体の自立相談支援機関が申請を受け、自治体が可否を決定。住居を貸す側へ直接支払われる。